

米国関連資料

**CAFC、地裁判決を覆し、ソフトウェア発明の特許適格性を認める。
～101条（特許適格性）に関する有用な判決～**

2020年5月18日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

■ **キーワード**：101条（特許適格性）、101条違反解消のポイント

1. はじめに

近年、米国連邦最高裁判所は、特許適格性の例外の範囲を拡大してきており、例えば、*Mayo v. Prometheus* において、薬を患者に投与する方法は抽象的アイデアに係るものであるとの理由により特許適格性を有する発明主題ではない旨認定した。米国連邦最高裁判所は、また、*Alice Corp. v. CLS Bank International* において、第三者預託サービスが抽象的アイデアに係るものであるとの理由により特許適格性を有する発明主題ではない旨、認定した。

USPTO は、"2019 Patent Eligibility Guideline"を公表した。連邦最高裁判所判決 (*Alice Corp. v. CLS Bank International* (2014)) によって特許適格性が厳しく判断されていたが、"2019 Patent Eligibility Guideline"が発表されるなど、特許適格主題は以前よりも緩やかに判断されるようになった。とはいえ、多くの実務家が指摘するように、USPTO 審査にはバラツキが多く、"2019 Patent Eligibility Guideline"に従って全ての審査が行われるとは言い難い。

2020年4月30日、合衆国連邦巡回控訴裁判所（以下、「CAFC」）は、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所による地裁判決を覆し、米国特許第6,993,049号（以下、049号）が特許法101条（特許適格性）の規定を満たす旨判決した。[本判決は、特許適格性（101条）への対応に関して特許権者および実務家に有用な示唆を提供する。](#)

本件に関し、以下に詳細に説明すると共に、実務上留意すべき事項について説明する。

【全5頁】

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長：岡部 泰隆（大阪本部在籍）

TEL：06-6351-4384（代表）

E-Mail：iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> :<http://www.harakenzo.com>

<商標専門サイト> :<http://trademark.ip-kenzo.com>

<意匠専門サイト> :<http://design.ip-kenzo.com>

<法務部 facebook> :<https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

<広島事務所 facebook> :<https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。